

# 令和2年度 学校の部活動に係る活動方針

学校名 岩手県立山田高等学校

校長名 宮 学

## 1 活動の方針

- (1) 部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、参加を義務づけた  
り、活動を強制したりしない等、健全で適切な部活動体制を推進する。
- (2) 部活動をとおして技術や人間性を磨き、集団での責任感や連帯感を涵養し、健やかな  
心身を育成する。
- (3) 部活動をとおして主体性を育み、生涯にわたって豊かな生活を営む資質を醸成する。
- (4) 部活動をとおして自己を知り、自己の生活を見直し、健康や安全を考える資質を育成  
する。
- (5) 発達個人差、心身の状態を考え、科学的知見に基づいたトレーニングを導入する。
- (6) 学習とのバランスを取り、適切な休養日及び活動時間を設定する。

## 2 休養日・活動時間について

- (1) 週1日以上以上の休養日を設定し、年間平均で週2日程度の休養日とする。
- (2) 大会等のため、設定した休養日に活動する場合は、代替日を確保する。
- (3) 気象状況等を考え、危険が予想される場合は休養日とするなど柔軟に対応する。
- (4) 活動時間は生徒の心身の健康やバランスのとれた生活に配慮する。

## 3 活動のきまり

- (1) 定期考査前1週間及び考査期間は部活動を行わない。大会等がある場合は特別活動許  
可願いを受ける。
- (2) 夏季休業中、年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。
- (3) 各部顧問は年間活動計画（休養日及び参加予定大会日程等含む）及び、月間活動計画  
を作成し、校長に提出の上、生徒・保護者に示す。
- (4) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を実施する。
- (5) 寒暖や熱中症指数等の健康指標に配慮した練習を提示するなど安全配慮義務を徹底  
し、練習環境の保全と整備をする。
- (6) 顧問をはじめとする指導者は、生徒を育てる意識を持ち、いかなる理由があっても体  
罰や暴言等を行わない。

## 4 その他

上記以外の事項については、校長の判断による。  
また、新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年6月1日付教保第115号  
に基づく。